

ID: 1597

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	市の区域内で行われる隣保事業についての許可の取消し等		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第73条において準用する第72条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 準用する法第72条の規定による。 (許可の取消し等) 第72条 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第62条第6項(第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条、第68条の3若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。 2 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項、第68条の2第1項若しくは第2項若しくは第69条第1項の規定による届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の規定による許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者(次章において「社会福祉事業の営業者」という。)が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。 3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項、第68条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日